溶け込み

東御市人権施策の基本方針・基本計画
（素 案）

令和８年●月

東　　御　　市

東御市長　　花岡　利夫

はじめに

令和８年●月

東御市長　　花岡　利夫

目　次

基本理念

基本方針

基本計画

第１章　基本的事項

１　基本計画改定の趣旨

２　計画の位置づけ

３　計画期間

４　SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

５　基本施策の推進

基本計画の体系

（1）あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進

（2）人権問題に関する調査・研究の充実

（3）実効性のある相談体制の充実

（4）施策推進のための関係団体との連携強化

第2章　人権同和教育・啓発の推進

１　就学前における人権同和教育

２　学校教育における人権同和教育

３　企業における人権同和教育

第3章　様々な人権課題に対する現状と取り組み

課題別推進の体系

１　部落差別（同和問題）

２　こどもの人権

３　女性の人権

４　障がい者の人権

５　高齢者の人権

６　外国人の人権

７　インターネットによる人権問題

８　性的マイノリティの人権

９　その他の人権問題

資　料

用語解説

東御市人権尊重のまちづくり条例

日本国憲法（抜粋）

人権教育および人権啓発の推進に関する法律

世界人権宣言（抜粋）

東御市人権施策の基本方針・基本計画策定の経過

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

「人権と暮らしについての意識調査」報告（抜粋）

「人権関する企業・事業所アンケート調査」（抜粋）

基本方針

基本理念

「全ての人が尊重されるまちを目指す」

国連において「世界人権宣言」が採択されて以来 70 有余年が経過し、今日、「人権の尊重」は世界的な潮流となり、様々な課題に対して取り組みが展開され、人権意識の高揚がある程度図られてきました。人権が尊重された社会を築いていくためには、全ての人々が差別を受ける人の痛みを感じ、人権を大切にしようとする意識の醸成と行動を起こしていくことが不可欠であり、人権意識を普遍のものとしなければなりません。

東御市人権尊重のまちづくり条例は、第１条で、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等である」ことを保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の精神にのっとり、市及び市民の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめとした、あらゆる人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することとされています。

この基本方針では、「人権同和教育・啓発の推進」、「人権が侵害された被害者の救済」、「人権に関する重要課題への取り組み」を通じて、一人ひとりが尊重されるまちづくりに向け、市民、諸団体・諸機関、行政などが一体となって、あらゆる努力を重ねることにより、21 世紀を「人権の世紀」となるよう取り組んでいこうとするものです。

基本方針

Ⅰ　人権同和教育･啓発の推進

差別のない人権が尊重される社会づくりをめざして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目的に人権同和教育を推進し啓発活動を実施してきましたが、差別を助長･容認する社会意識が依然として根強く残っています。部落差別をはじめ様々な差別や人権侵害が存在していることは、令和６(2024)年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」及び「生活実態調査及び意識調査」でも明らかです。

こうした現状を踏まえ、全ての人々がそれぞれの問題の本質を正しく理解し具体的に実践できるよう、現在取り組んでいる人権同和教育･啓発を一層充実させ推進していく必要があります。さらに、市職員･教職員等人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権同和教育を充実したものとし、啓発活動についても継続かつ効果的に実施していく必要があります。

１　人権同和教育･啓発の推進にあたっては、平成 12(2000)年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成 28(2016)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」及び本市の平成 29(2017)年の「平和と人権を守る都市宣言」の趣旨を踏まえながら、学校、家庭、地域社会、職域などあらゆる場を通じた人権同和教育･啓発を推進し、「東御市人権尊重のまちづくり条例」の理念、内容の普及･啓発に努めます。

２　東部人権啓発センターを拠点として、人権問題に関する調査･研究の充実、推進を図り、今後の施策展開への活用を図ります。

Ⅱ　相談体制の充実と関係団体との連携強化

市民からの人権に関する相談に対応するため、「人権よろず相談所」を各方面からの協力を得て実施しています。また、人権啓発センター相談員による対応、人権擁護委員による相談事業、本市の各種施策による相談窓口を開設していますが、相談内容は多様化、重層化しています。

また、平成28(2016)年に施行された人権三法のうち、「障害者差別解消法」及び「ヘイトスピーチ解消法」では、差別に関する相談、差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、それによる紛争の防止または解決を図ることができる体制を整備すること、また「部落差別解消推進法」では、相談体制の充実を図るよう、国と地方公共団体に求めています。相談体制の整備、充実と関係団体との連携強化は、喫緊の課題です。人権を尊重し共に支えあう心豊かな地域社会をつくっていくためには、支援関係団体が果たす役割は大きく、今後も組織の育成支援を行い、活動の場や情報の提供と共有など、本市との協働をさらに促進しなければなりません。

1　多様化する人権に関する相談に的確に対応できる、実効性のある相談体制の充実を図ります。

2　人権が侵害された被害者への救済や解決を図るために、必要な相談窓口の情報提供や体制の整備を図ります。

3　東部人権啓発センターを核として、支援関係団体の活動を支援し、団体相互の交流支援や情報提供・情報共有などを促進しながら、人権施策推進のための連携強化を図ります。

4　人権問題は、当事者を自殺に追い込む引き金となり得る社会問題であることを認識し、「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)に基づく東御市自殺対策計画とも連携して、問題に直面した人を早期に支援できる地域づくりを推進します。

基本計画

第1章　基本的事項

　様々な人権課題の解決に向け、令和３年に本計画を見直し、施策を推進してきましたが、社会情勢の変化に伴い、施策としてより推進していく課題や新た進めていかなければいけない課題も出てきました。
　ここでは、第３回見直しの基本計画も踏まえつつ、国や県、市の施策との関連やSDGsとの関連性を記し、本計画に対する推進体制や推進体系を示しました。

１　基本計画改定の趣旨

本市では、平成 16（2004）年４月に新市が発足し、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定め、それを基本に「第１次東御市総合計画」が策定され、その基本構想に基づき、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成 16 年 12 月に制定されました。

「東御市人権施策の基本方針」及び「東御市人権施策の基本計画」は、東御市人権尊重のまちづくり条例第４条の規定により、人権施策の総合的な推進を図るため定めるもので、平成 18（2006）年２月に策定されました。市のあらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、それぞれの課題に共通する基本施策及び分野別施策の方向性を明らかにし、部落差別（同和問題）、子どもこども、女性、障がい者及び高齢者等の人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりを進めています。

第４回となる今回の見直しは、令和６（2024）年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」及び「生活実態調査及び意識調査」の結果や昨今の社会情勢の変化を踏まえ、庁内の各部局と協議・調整を行いました。

また、東御市人権尊重のまちづくり審議会を開催し、この基本方針・基本計画の実施状況を検証・審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、多くの市民意見の反映に努めました。

２　計画の位置づけ

「東御市人権施策の基本方針・基本計画（第４回見直し）」（以下、本計画）は、第３次東御市総合計画（2024 年度～2033 年度）を上位計画とし、個別計画として位置づけられています。基本目標のひとつである「自然と多様な人々が共生するまち」を実現するため、真に人権が尊重されるまちづくりを推進するにあたり、あらゆる人権に関する現状と課題、取り組みを示すものです。

本計画は、第３回見直しの計画を継承しつつ、令和６年（2024）度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」や「「生活実態調査及び意識調査」の結果も踏まえた計画となっています。

【計画の体系イメージ図】

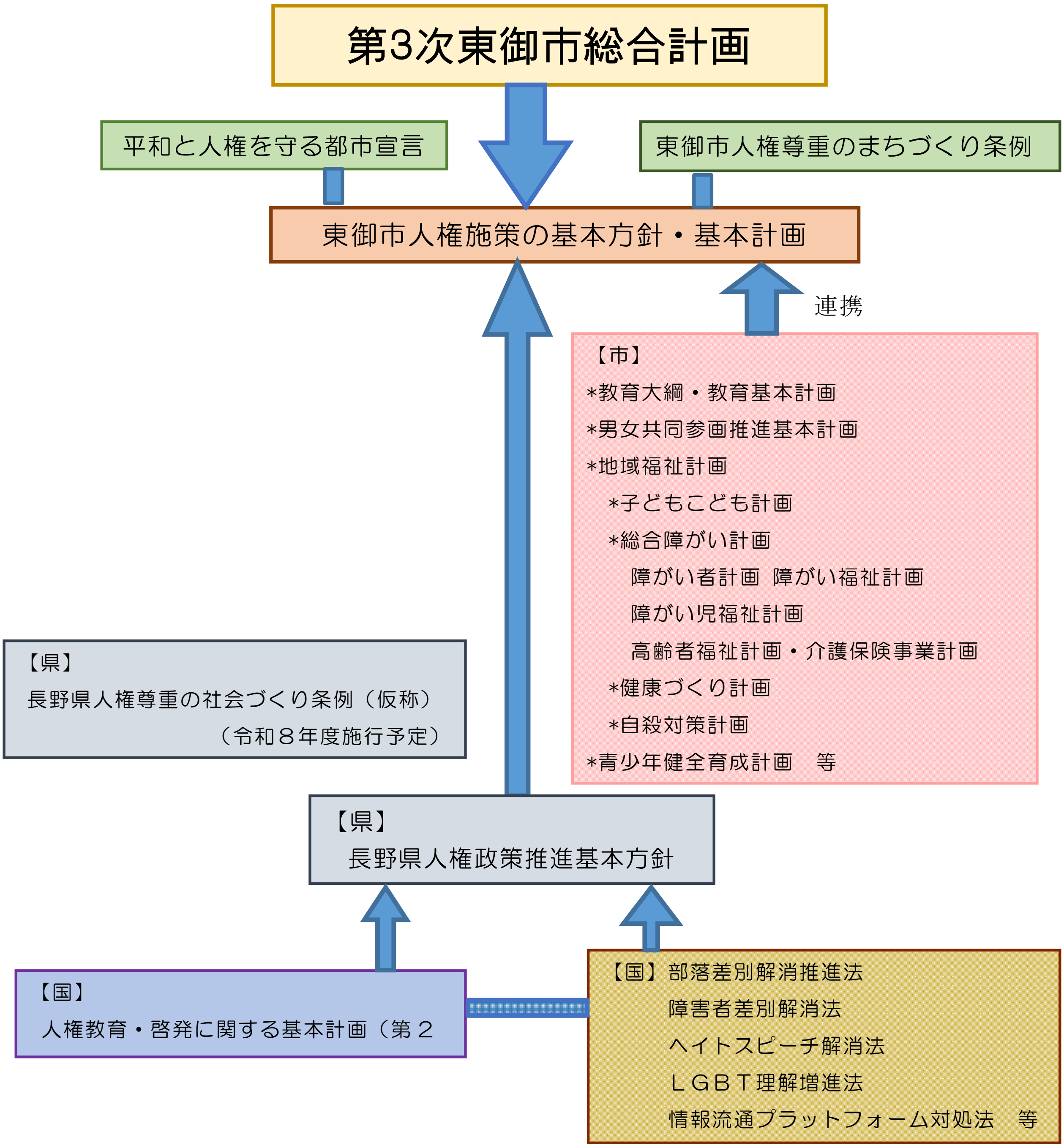

３　計画期間

今回策定した本計画の期間は、令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。
なお、社会情勢や地域社会の変化などをふまえて、必要に応じて計画を見直します。

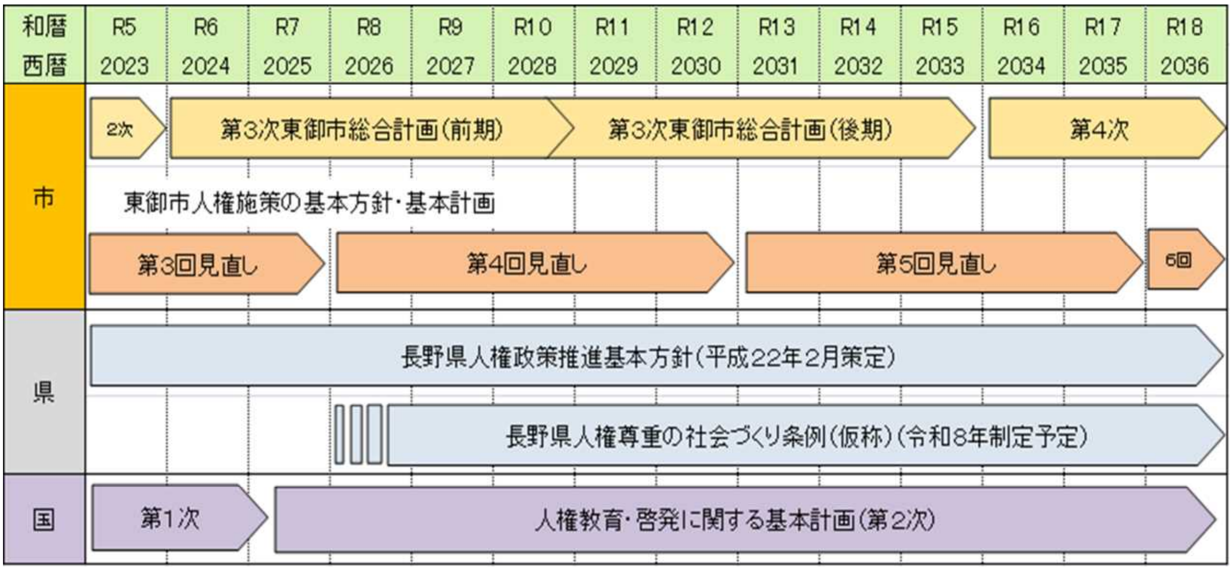

４　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

SDGsは、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても、世界基準の目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。

1 貧困をなくそう	【目標１】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう	【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに	【目標２】飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを	【目標 11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を	【目標３】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任	【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに	【目標４】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を	【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう	【目標５】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう	【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	【目標６】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう	【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	【目標７】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に	【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	【目標８】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう	【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	【目標９】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

【推進体制イメージ図】

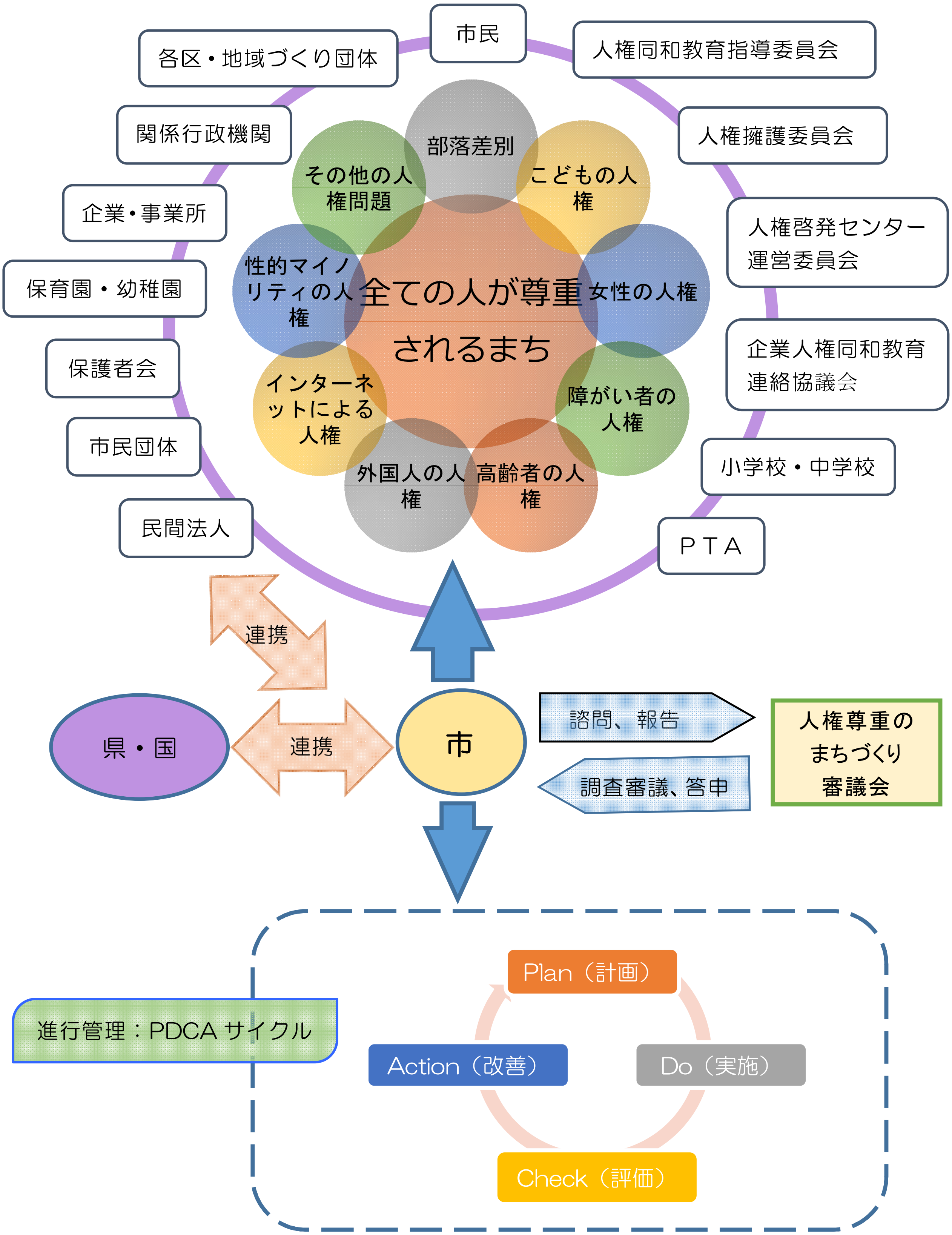
市民
各区・地域づくり団体
人権同和教育指導委員会
関係行政機関
人権擁護委員会
企業・事業所
人権啓発センター
運営委員会
保育園・幼稚園
企業人権同和教育
連絡協議会
保護者会
市民団体
小学校・中学校
民間法人
ＰＴＡ
部落差別
その他の人権問題
こどもの人権
性的マイノリティの人権
全ての人が尊重されるまち
女性の人権
インターネットによる人権
障がい者の人権
外国人の人権
高齢者の人権
連携
県・国
連携
市
諮問、報告
調査審議、答申
人権尊重の
まちづくり
審議会
進行管理：PDCA サイクル
Plan（計画）
Action（改善）
Do（実施）
Check（評価）

５　基本施策の推進

○基本計画の体系

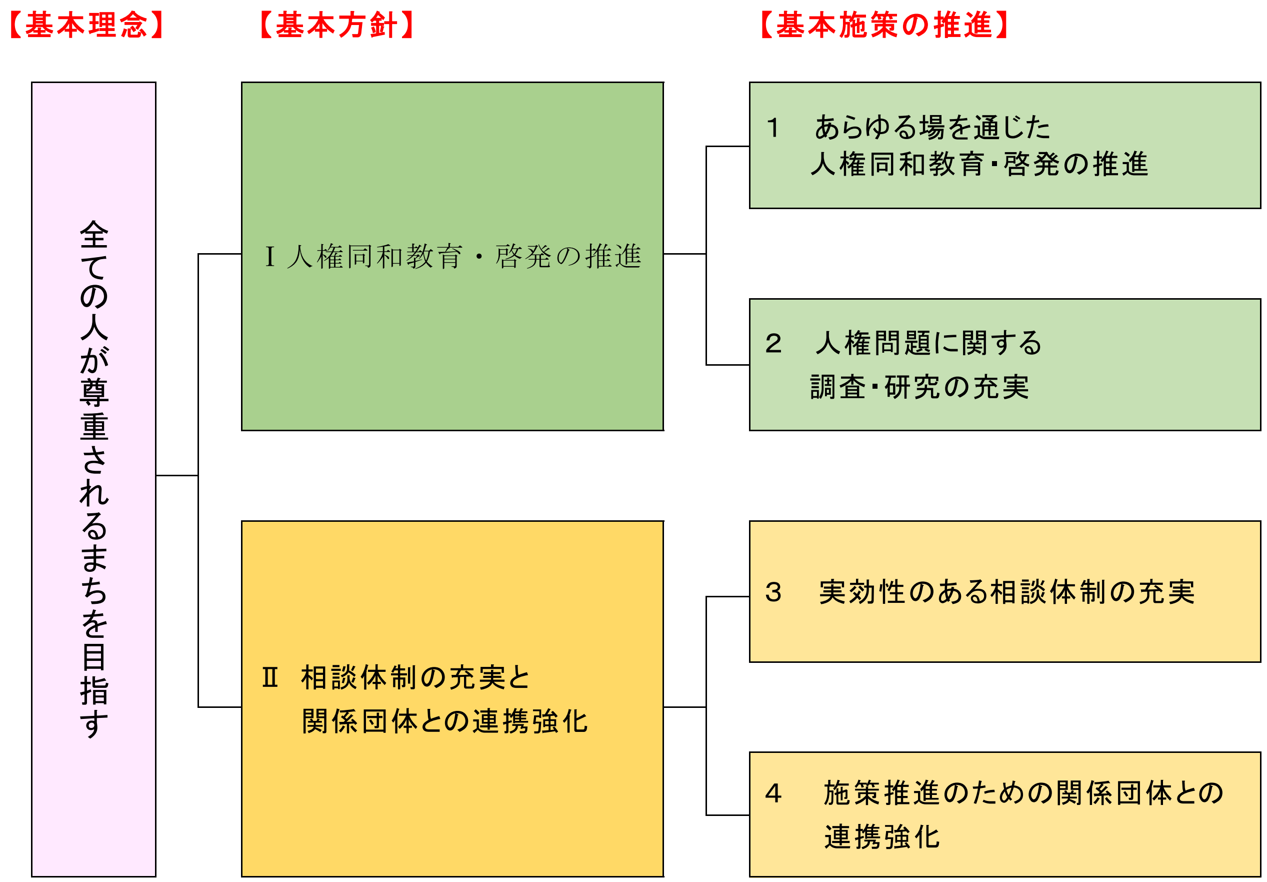

※関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

1　あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進

（１）　現状と課題

本市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざした人権同和教育を積極的に推進しています。成果という視点からはまだまだ不充分な面が見受けられますが、市民の部落差別（同和問題）に対する正しい認識は少しずつ高まってきています。

しかし、「寝た子を起こすな」などの誤った考えや「自分には関係ない問題」「自分ではどうしようもない問題」等、部落差別（同和問題））や他の人権問題を他人事として捉えている場合も多く、積極的理解や行動につながらず、差別意識の解消には至っていません。

子どもこどもの人権感覚を育てるうえで、大人の人権意識は重要な影響を与えます。それぞれの園・学校において保護者組織で人権同和教育が取り組まれ、保護者の人権意識の高揚とこどもの生命・人権を守る子育てを積極的に推進していく必要があります。

市職員や教職員などはその職務を通じて、地域社会のなかで啓発の主体者として、その指導的役割が果たせる資質の向上を図ることが大切です。また、東御市企業人権同和教育連絡協議会を核として、人権同和教育や啓発の取り組みが企業においても行われていく必要があります。

部落差別（同和問題）をはじめ、人権問題全般の正しい理解と実践を図るためには、「あらゆる場を通じての人権同和教育・人権啓発の推進」を行う必要がありますが、これらの人権について学ぶ場に市民が主体的に参加するよう、手法や内容を工夫することが必要です。

（２）　取り組みの方向

ア　正しい知識・理解を深めるため、これまで取り組まれてきた同和教育の成果を踏まえ、それぞれの学校や職場において対象者の知識や習熟度、発達段階に応じた体系的、実践的な人権同和教育を実施します。

イ　学習会や研修会は、市民誰もが参加しやすいようにより多くの機会を設け、主体的に学ぶことができるよう内容を充実させ、分かりやすくかつ参加者の心に響く内容にすることにより、人権尊重の実践につながるものにしていきます。

ウ　人権啓発の推進にあたっては、市民が興味をもって参加できる行事などの開催や地域に密着したきめ細かい多様な啓発活動を展開するため、関係機関・市民団体と連携・協力を図りながら、人権学習に取り組めるよう情報の提供を進めます。

２　人権問題に関する調査・研究の充実

（１）　現状と課題

長年の取り組みにかかわらず、部落差別をはじめとする様々な人権問題について、偏見や差別で悩み苦しんでいる方がいるのが現状です。部落差別解消推進法成立の背景ともなっているインターネットなどを利用した差別事象も、深刻な人権侵害として広がっています。

そうした事象の背景や課題を究明する必要があります。また、人権問題の解決に向けて効果的な施策を推進するためには、各種調査やアンケートの実施により、市民の意見を聞かせていただくことが必要です。

（２）　取り組みの方向

ア　部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、様々な施策を効果的に　実施するため、また、市民の人権意識を把握するため、調査・アンケートを定期的に行います。

イ　市職員の意識調査を実施して人権に配慮した職務を遂行するよう研修・啓発に努め、必要な点については職務の改善に働きかけます。

ウ　調査・アンケートの結果を踏まえ、体系的な啓発や研修のあり方について、人権同和教育指導委員を中心とした研究を進め、効果的な啓発方法の導入に努めます。

３　実効性のある相談体制の充実

（１）　現状と課題

本市では、弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員などによる定期的な「人権よろず相談所」を実施しています。この他にも人権啓発センター相談員による対応、人権擁護委員による相談事業、本市の各種施策による相談窓口を開

設しています。多様化・複雑化している人権に関する相談に的確に応じるためには、関係各課、関係機関との連携が重要です。

また、相談者に安心して窓口を利用してもらえる環境づくりが必要です。

（２）　取り組みの方向

ア　市民の困りごとや悩みがいち早く解決されるように各相談機関の連携強化を図るとともに、進めます。

イ　多様化している人権に関する相談に的確に応じることができるよう、研修を重ねるとともに、受講を通して相談員の資質の向上に努めます。

ウ　市広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどを活用して各相談機関の情報提供することで、的確な相談窓口につなげるように努めます。

エ　各相談機関と相互に情報交換し、市民に提供できる情報を充実させるように努めます。

オ　地域住民の最も身近な相談場所として、東部人権啓発センター及び北御牧人権啓発センターの役割が発揮できるよう周知に努めます。

カ　人権侵害の救済･解決が図られるよう、専門機関などと協働します。

４　関係団体との連携強化

（1） 現状と課題

人権問題の解決は、行政の施策実施のみで実現されるものではなく、市民一人ひとりが自分自身のこととしてとらえ、行動することによってもたらされます。この計画に基づいて施策を実施していくにあたっては、広く市民団体に参加を呼びかける必要があります。

市内には、福祉関係や青少年育成などの人権に関わるボランティアグループが多く活動しています。引き続き、これらの団体と協働していくことが必要です。

また、部落解放同盟東御市協議会の果たしてきた役割は、部落差別（同和問題）の解決を目指す活動にとどまらず、暮らしやすい環境づくりなどの面においても顕著であり、更に発展強化されるよう支援していく必要があります。

（2） 取り組みの方向

ア　市民の意見が反映できる仕組みのもとで、市民と市が協働して人権尊重のまちづくりを推進します。そのためには、市から情報を発信するだけにとどまらず、市民や企業の活動の情報収集にも努め、市民に向けて発信することにも努めます。

イ　意識調査などで寄せていただいた意見にも耳を傾け、人権尊重のまちづくりの推進のために活かしていきます。

ウ　市民が自主的に行動できるように、人権に関連した活動団体を結成したときは、積極的に協力・支援を行います。

エ　団体が安心して地域に密着した活動ができるよう、団体の結成や活動に関する相談に応じ支援します。

オ　団体の交流を図り、人権に関する市民の自主的な活動を促すような事業を検討します。

カ　部落解放同盟東御市協議会の活動を支援します。

キ　法務局や人権擁護委員及び人権啓発活動ネットワーク協議会等との連携を強化します。

ク　差別事象など、人権侵害の事象などへの対応については、法務局などの関係機関や関係団体などと連携し、今後の啓発活動に活かすなど再発防止に努めます。

第2章　人権同和教育の推進

部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権尊重のまちの実現には、市民一人ひとりが人権を尊重する事の重要性を正しく理解し、人権に配慮した行動を体得するための人権同和教育と啓発活動が重要な役割を担っています。

また、令和６（2024）年に実施した「人権と暮らしについての意識調査」では、ライフステージごとに合った人権尊重の意識を高める教育・啓発が重要であるとともに、継続した人権啓発の取り組みが必要であるとの傾向となりました。

そのため、就学前、学校教育、地域・企業を含めた社会教育の場面に分けて、人権同和教育・啓発の現状と課題、施策の方向性を示しました。

東御市が、今後も差別のない人権尊重の社会をつくっていくためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。あなたは、部落差別についてどのように考えていますか。（複数回答可）
（回答者数 565 人，回答件数 1,564 人）、「人権と暮らしについての意識調査」）

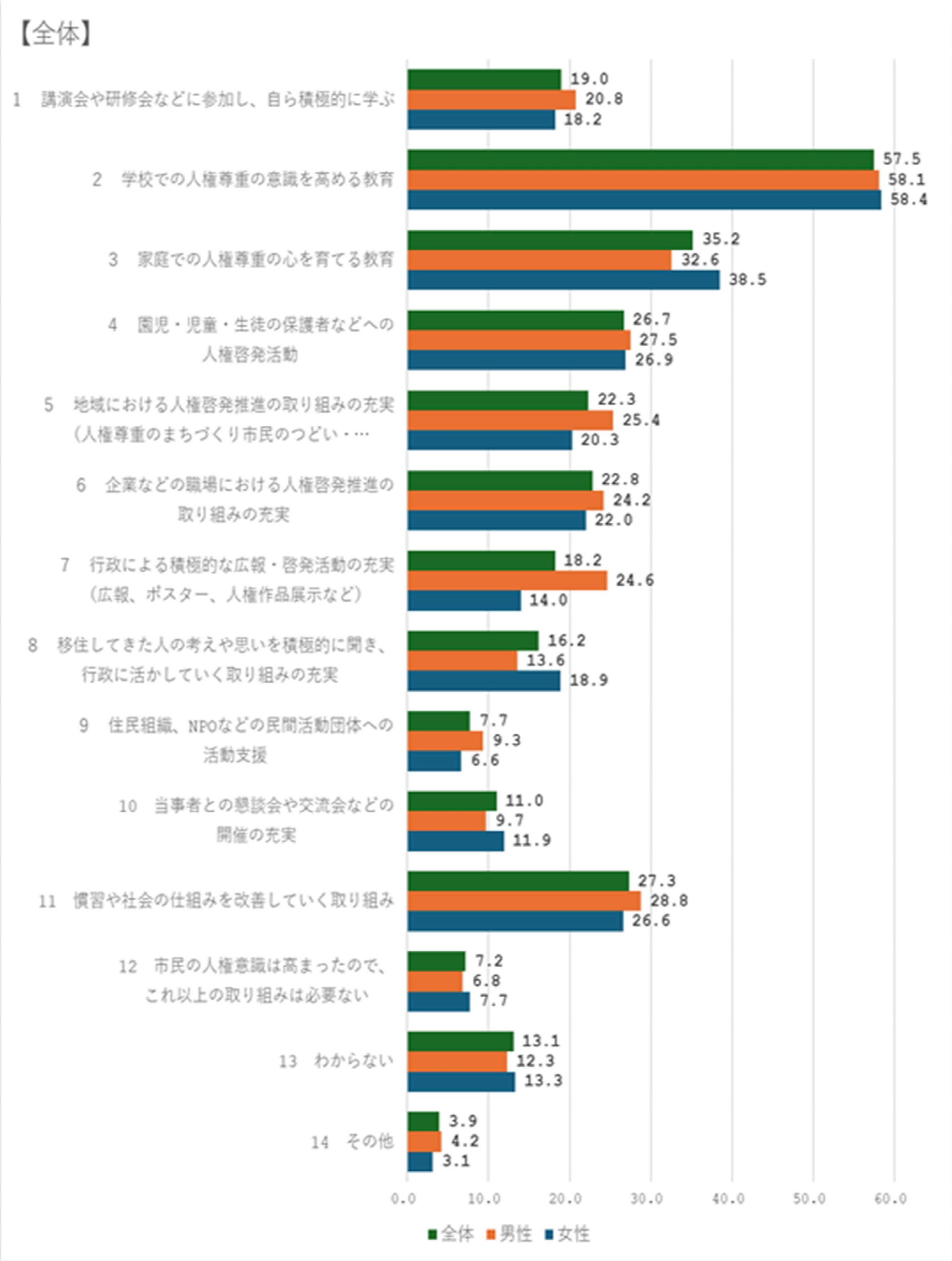

1　就学前における人権同和教育

（１） 現状と課題

幼児期における人権同和教育は、人間形成の基礎を作るうえで最も大切な時期で、幼児の発達段階に応じて人権尊重の芽生えを育むために「人権保育」は重要です。

そのためには、幼児を取り巻く家庭環境、地域社会の課題をしっかり把握し、集団や遊びの生活の中で常に愛情を持って接し、経験や遊びを通して好ましい人間関係を作る機会を多く与えるよう配慮することです。また、保育者が幼児に強い影響を与えることを自覚し、人権同和教育の研修を積極的に受講する必要があります。子どもの人権感覚を育むうえで、大人の人権意識は重要な影響を与えます。

園における保育・幼児教育は、こどもの最善の利益を考慮し子どもの人権を尊重して行われるものでなければなりません。保育者は、こどもを「保護の対象」ではなく、「権利の主体」として見ること、こどもの意思・気持ち・背景を尊重し一人ひとりが安心して生活できるようにすること、保育者の言葉かけや関わり方、環境づくりのすべてが人権尊重の観点から見直されるべき必要があります。

保護者への啓発は、こどもが園と家庭の両方で安心・安全に育つ環境を作るために重要です。まず保護者の人権意識や理解に差があることや、家庭での無意識の偏見や固定概念等を持っていることを理解し、それぞれの園・学校において保護者組織で人権同和教育に取り組み、保護者の人権意識の高揚と子どもこどもの生命・人権を守る子育てを積極的に推進していく必要があります。

（２） 施策の展開

ア　年齢にあった人権同和教育の実施

こどもが人権保育を知り理解していくためには難しい言葉で教えるのではなく、日常生活や年齢に応じた遊びの中で自然に体験できる経験と教材を通して学んでいきます。

イ　こどもを尊重する保育の実施

保育士が行う人権保育の核心は、こどもを尊重する姿勢を日常のあらゆる保育で体現することです。それは、安心・安全の保障、自己決定の尊重、多様性の受容と理解、家庭・地域との連携、自己研鑽であり、これらを意識するだけでも園の人権保育は大きく前進します。

ウ　保護者への人権同和教育・啓発の推進

保護者への人権保育の啓発は、こどもが園と家庭の両方で安心・安全に育つ環境を作るためにも重要です。こども理解の促進、家庭と保育園の一体的支援、社会的な偏見・差別意識の改善のため、園だよりや園内掲示物での活動報告の掲載、参加保育での体験や保護者面談などで情報提供を繰り返し、保護者に対する人権同和教育を推進していきます。

エ　保育者の人権研修の実施

市内の保育園、幼稚園に勤務する職員が、公開の保育を中心とした研修を深め、人権同和教育を進めます。

オ　家庭づくりの支援

　こどもがその子らしく成長し、家族の一員としてのびやかに成長できる家庭づくりを支援します。

２　学校教育における人権同和教育

（１）現状と課題

学校における人権同和教育は、児童・生徒一人ひとりの人権感覚を磨き、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす実践力を身につけるためのものです。

そのためには、全ての教職員は人権尊重の精神に徹し、差別撤廃を自己の課題として受け止め、差別され疎外されがちな児童・生徒の側に立って一人ひとりを理解し、ともに生きる仲間づくりを通して差別を失くす教育活動を推進しなければなりません。

実施にあたっては、地域の実態と児童・生徒には部落差別の歴史などについても正しく学び、差別の不当性をしっかり認識させるとともに、様々な差別の解消に向けて行動がとれるような人権感覚の育成に努めなければなりません。

さらに、社会人権同和教育との密接な連携のもと、児童・生徒のみならず、保護者の意識の高揚も図っていく必要があります。

（２）　施策の展開

ア　学校人権同和教育における研究推進

市内の小中学校に勤務する教職員が講演や公開授業による研修を深め、学校での人権同和教育を進めます。

イ　人権同和教育主任会・人権同和教育委員会の実施

ウ　人権同和教育懇談会の実施

市における小中一貫の人権同和教育を推し進めるために、学校職員、関係団体市関係職員による懇談会を実施し、同和教育の充実を図ります。

エ　同和教育研究会等の研修参加

オ　人権作品の学校巡回展示

人権週間に合わせて募集した作文・ポスター・標語の最優秀作品、優秀作品を全小中学校に巡回展示し、人権同和教育の推進につなげます。

カ　人権同和教育教材の活用

様々な人権課題に対する学習教材として、副読本『あけぼの』を継続的に活用しながら全ての学校教育活動を通じた人権同和教育を推進します。

「人権と暮らしについての意識調査」及び「部落差別に関する意識調査」の結果や、学校や地域の暮らしの中にある、あらゆる差別の問題を教材化し、生活と結びついた人権同和教育を推進します。

キ　保護者に対する人権同和教育の実施

　保護者への意識啓発を図るため、PTA会員の研修機会の拡充、家庭・地域の啓発活動を推進します。

ク　指導主事による支援

　人権同和教育担当の指導主事を中心に、小中学校からの講師派遣要請に対応し、本市の人権同和教育に沿った内容で教育支援、研修支援をします。

３　社会における人権同和教育

（１） 現状と課題

差別のない明るく働き甲斐のある職場づくりと、明るく住みよい地域づくりとは密接な関係にあり、職場から差別や偏見をなくすことは、地域社会から差別をなくすことにもつながっていきます。

「人権尊重の意識を高める教育」は決して学校だけで行えるものではなく、研修等への参加が少ない若い年代や働く世代の方々が学べる機会をどのようにして確保していったらよいか、取り組みを工夫し実現していくことが課題です。

また、多くの市民が働いている企業としての活動は、地域社会に大きな影響を及ぼしています。そのため、企業内での人権同和教育・人権啓発活動を通じて、経営者やそこで働く一人ひとりがお互いに人権を尊重し、差別のない明るい働き甲斐のある職場づくりに努め、人権問題の本質を正しく理解し、それぞれの立場で具体的に行動していくことが必要です。

例えば、職場の中では「女性」「外国人」「性的マイノリティ」「障がい者」など様々な人権問題が存在する場であり、法律的にも企業内の人権意識の高揚、企業対策などが求められていることからも、様々な人権課題と直接かかわる職場での人権意識の向上を図っていく取り組みは大変重要であると考えます。

それは、従業者の生きがいにも結びつき、企業の活性化・生産性向上にもつながっていくことにもなります。企業で人権教育や啓発がより充実していくことは、人権が尊重されているまちであることにもつながっていくものと考えられます。

正しい人権感覚を磨いていける機会を多く持ち、市民一人ひとりの意識を変えていく取り組みを継続して行うことが必要です。

（２） 施策の展開

ア　人権啓発行事の開催

地域における啓発活動を推進するため、公民館との連携を強化し、人権啓発学習会を開催して、人権同和教育の推進を図ります。

市民が関心･興味をもって参加できる講演会や交流会などの啓発活動事業を行います。

また人権週間にあわせて、「人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催し啓発に努めます。

イ　人権同和学習の支援

市民の学習機会や情報の提供、学習方法の提案、指導者育成など学習支援を図ります。

各種団体での人権同和教育を進めるため、研修会開催の講師派遣などを支援します。

ウ　人権同和教育の周知

市民が人権問題への認識を深められるように、市広報紙に人権啓発シリーズ「心の眼」を掲載します。

あらゆる人権問題の解決を図るための人権啓発冊子を作成し活用します。

図書館や人権啓発センターにおける人権啓発図書の充実に努めます。

人権啓発について、市のホームページの活用を図ります。

人権同和教育の一環として、人権啓発のポスター、作文、標語を募集し、その優秀作品を用い人権啓発に努めます。

エ　市職員・教職員に対する人権同和教育の実施

体系化された職員研修の計画を策定し、職員一人ひとりが自らの職務を通じて指導的役割が果たせるように計画的な研修を実施します。

オ　医療・福祉関係者に対する人権同和教育の実施

医療機関従事者や福祉施設職員、ホームヘルパーなどの医療・福祉関係者に対する人権学習の実施に努めます。

カ　東御市企業人権同和教育連絡協議会の活動支援

東御市企業人権同和教育連絡協議会（令和７年８月末現在　市内 81 社加盟）を中心に関係機関と連携して、企業の啓発活動を促進するため、研修機会及び啓発資料・情報の提供に努めます。、

キ　企業に対する人権同和教育の推進

企業等における人権学習の充実が図られるよう講師の紹介、資料の提供等の支援に努めます。

企業の人権に関する活動等の情報収集に努め、企業相互の情報交換や市民への情報発信に努めます。

ケ　人権同和教育指導員による支援

人権同和教育指導員を中心に、市内の関連機関や団体のほか、市外の行政機関からの講師派遣要請にも対応し、教育支援、研修支援をします。

コ　指導者の発掘と養成

地域や各団体、各機関での各種の研修会を充実するため、また、研修会への派遣要請に対応していくため、人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保を図ります。

第３章　様々な人権課題に対する現状と取り組み

人権課題は多岐にわたるほか重層化しています。国では、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和７年変更）において、長野県においては平成 22 年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げています。

さらに、第３回改定後には、LGBTQ 理解推進法や情報流通プラットフォーム対処法など、人権課題に関わる法律が新たに制定されました

第３章では、国及び県の人権課題の取り組みを踏まえながら、９つの人権課題に対する現状と取り組みを示しました。

○課題別施策の体系

【課　　題】	【施策の方向】
1　部落差別（同和問題）	部落差別（同和問題）の早期解決、人権啓発学習の継続
2　子どもこどもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携、子どもこどもの権利に対する理解
3　女性の人権	性別役割意識の解消、DV の防止
4　障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進
5　高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実
6　外国人の人権	交流の推進~~ー~~、異文化の相互理解、多文化共生の啓発
7　インターネットによる人権問題	インターネットの適切な利用に関する教育、啓発の推進
8　~~LGBTQ などの~~性的マイノリティの人権	性の多様性の尊重、パートナーシップ制度の周知
9　その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消

1　部落差別（同和問題）

（１）現状と課題

部落差別（同和問題）の解消に向け、生活環境の改善や人権意識の高揚のための教育・啓発などの各種事業を積極的に進めてきました。その結果、住環境の整備をはじめとした物的な基盤整備や学校教育及び社会教育における積極的な同和教育の推進により、一定の成果をあげています。

しかし、以前の同和教育として学んできたままの知識・理解、就労、結婚などの面で克服すべき課題が残っています。

事実、「部落差別に関する意識調査」では、20 代～40 代の方が「結婚差別があった」と回答しており、平成 14（2002）年の「同和対策事業特別措置法」終了後も依然として差別が起きているという実態が見えています。

また、同和地区の問い合わせをはじめとする差別事象は後を絶っておらず、令和6(2024)年度の「人権と暮らしについての意識調査」の中でも、約 64%の方が現在でも部落差別があると思うと回答しています。

一方、同和教育を学校の授業で教わったと約 63%の人が回答しており、長年にわたって学校人権同和教育の取り組みが、継続して行われてきたことの成果が出てきていると推察される一方で、「ほとんど差別はなくなった」「差別はなくなった」と回答した方が、35%以上もおり、現在の差別の現状と理解が結びつかない方も依然として多くいることが分かります。

さらに、差別が存在すると回答した方の中にも、部落差別は「自然になくなる」「自分とは直接関係ない」と回答した方が約 35%もおり、「部落差別解消推進法」成立の背景とは相反する人権意識を持った方が依然として多数いることから、間違った理解が根強く残っていることがうかがえます。

また、全国的に電話による同和地区問い合わせ事件、結婚差別や就職差別につながる身元調査事件、情報化社会を反映したインターネットを利用した差別助長行為などの差別事象が後を絶たず、差別意識の根深さは解消されていないのが現状です。

このように部落差別（同和問題）は重要な課題であり、「部落差別解消推進法」は、現在もなお部落差別が存在することを明記していることからもこの法律が公布された理由をしっかりと受け止め、いく必要があります。

市民の差別意識の解消のため、市民への正しい知識を広めていくためにも、「部落差別解消推進法」の周知とともに、今後も継続的な学習機会の提供や、人権意識の高揚に関する諸施策を積極的に進め、行政はもとより市民の一人ひとりが主体的に取り組んでいく必要があります。

部落差別（同和問題）
あなたは、部落差別についてどのように考えていますか。次の中からあなたのお考えに最も近いもの一つだけに〇をしてください。
（回答者数 543 人）、「人権と暮らしについての意識調査」）

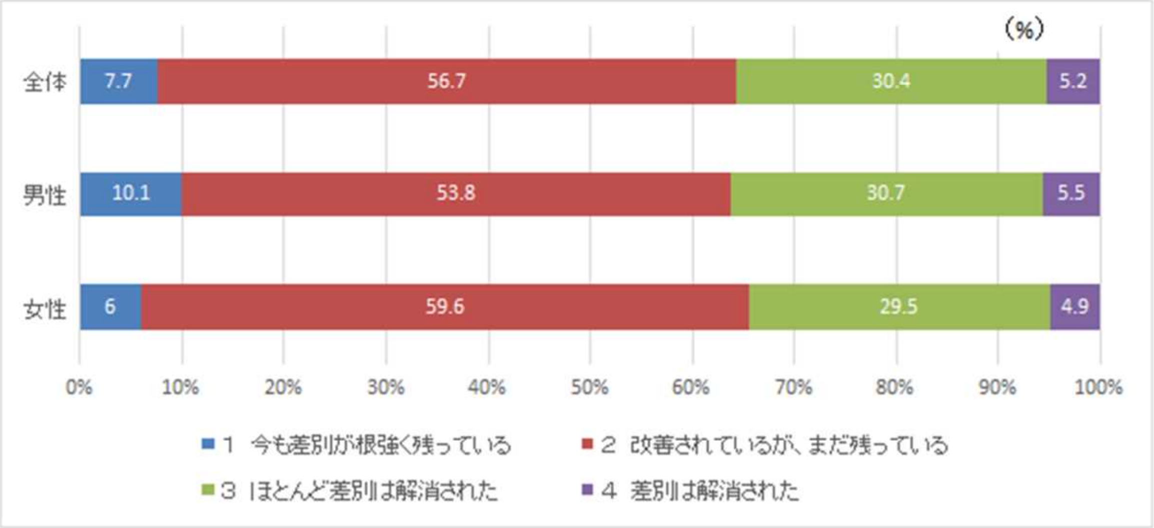

あなたに次のような出来事が起きたとしたら、あなたはどう考えますか。
次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。
（回答者数　525～535 人、「人権と暮らしについての意識調査」）

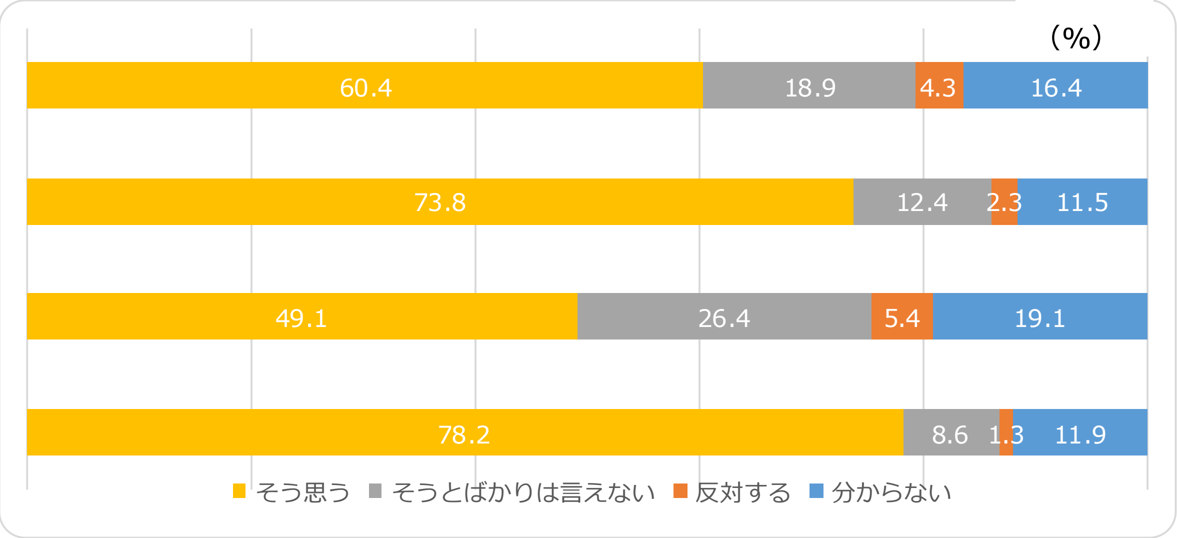

（２） 施策の方向

ア 学習・啓発活動の継続的な実施

部落差別（同和問題）の早期解決のために、地域での人権啓発学習会のテーマが他の人権問題となる場合でも、部落差別との関連につながる内容を取り上げるなどして継続的に進め、多くの市民が関心を持つことができるような取り組みを進めます。

イ

これまで実施されてきた施策の成果を生かし、残された課題について、地域の実情をふまえ、必要な事業については一般対策事業の中で実施していきます。

ウ 人権啓発センターを活用した地域交流事業

東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センター及び同和集会所を活用した各地域での交流事業を推進します。

エ 相談事業の推進

東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センターにそれぞれ相談員を配置し相談事業を推進します。

オ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」を排除するため、関係機関と連携し、啓発に取り組みます。

カ 同和教育推進のための人材育成

差別解消に向け、学校、地域社会等における同和教育を進めるため、教職員、市職員及び企業を中心とした研修を充実し、学校・地域での学習を深めるための人材育成を図ります。

キ 差別根絶に向けた取り組み強化と教育・啓発活動の推進

差別事象の根絶に向けた取り組みの強化と、部落差別（同和問題）に関する正しい認識の確立と体得、人権意識の高揚を図るための教育・啓発活動の効果的な推進に努めます。

ク インターネットを始めとするSNSでの人権問題への対応強化

インターネット等を介した人権侵害が発生した場合、法務局をはじめとする関係機関などと連携し、差別情報の削除要請を行うとともに、適切な対応を図ります。また、差別事象の速やかな把握のため、市としても独自にモニタリングを継続して行います。

２　こどもの人権

（１）現状と課題

平成6(1994)年「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」が批准され、子どもこどもの最善の利益を守り、健やかな発達と子どもこども独自の権利を擁護することが合意されました。こどもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。

しかし、今日の社会情勢は、情報化、国際化、少子高齢化及び価値観の多様化、核家族化、さらにコロナ禍以降は地域のつながりの希薄化など、著しく変化をしています。こうした状況は、こどもを取り巻く環境に大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、こどもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめや不登校、こどもの自殺などの問題が増加している実態がみられます。特に、近年ではスマートフォン等、インターネットの普及に伴い、ネットを介してこどもの人権を侵害するトラブルも多く発生しています。

こどもの人権を守るには、家庭教育のあり方とそれを支援する地域社会の連携は不可欠になっています。家庭・地域・学校・行政が連携し、こどもの生命や人権を守り育てる環境づくりが大きな課題となっています。

こうしたことから、こどものあらゆる権利を守り、こどもをめぐる相互に関連する諸問題を抜本的に解決し、子どもこどもに関する施策を幅広く整合性をもって検討、推進するため、「子どもこども基本法」が令和５（2023）年４月に施行されました。

「子どもの権利条約」及び「子どもこども基本法」を具現化していくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育所・幼稚園の就学前保育･幼児教育、学校における教育が連携していくことが大切です。家庭や地域社会はこどもの人権を守り、こどもたち自身も互いの人権を尊重し合うことを学ばなくてはなりません。すべての人が、生き生きと過ごせる環境を、大人もこどもも協力して作っていくことが重要です。

こどもの人権
（子どもこどもの人権が「守られていないと思う」と答えた方に）
現在、どのような面で子どもこどもの人権が守られていないと思いますか。（複数回答可）
（回答者数　242 人、回答件数　1,010 件　「人権と暮らしについての意識調査」）

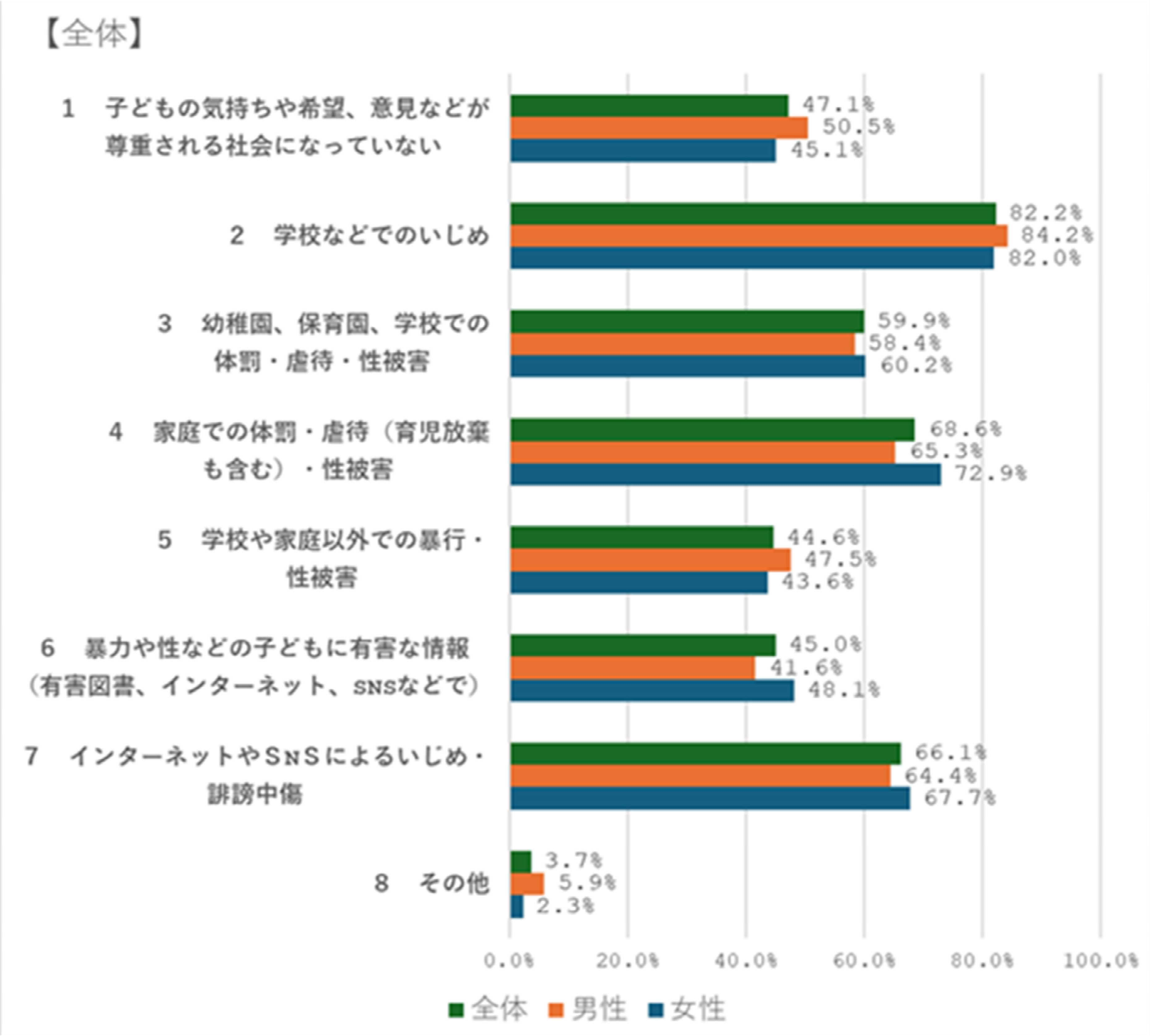

（２）施策の方向

ア　こどもの権利に関する理解の促進と権利擁護

こどもを権利の主体として捉え、その権利が保障され、社会全体でこどもの自己選択・自己決定・自己実現を後押しするとともに、こども達が差別や虐待、いじめ、暴力から守られ、安心して成長できる社会を実現するため、こどもの権利に関する理解啓発を推進します。

イ　こどもの意見を聴く機会の確保

こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。こども達の意見形成を支援し、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

ウ　こどもが気軽に相談できる体制づくり

こどもが家庭や学校、地域などで、虐待やいじめ、犯罪に巻き込まれるなどの困難な状況に陥った時、一人で抱え込まずに相談できる場所があることを周知し、また、こどもが臆せず相談できる体制を整え、こども達に周知します。

エ　相談支援体制の充実と周知

子育て家庭の孤立化を予防し、子育てへ不安感や負担感を抱える家庭が気軽に相談ができ、必要な支援を受けられる体制の充実と、体制の周知を図ります。また、学校や地域の多様な団体、企業等が連携し、子育て家庭を見守り、応援できる環境の整備を推進します。

オ　青少年の健全育成の推進

地域社会では、子ども会育成連絡協議会をはじめや青少年育成市民会議や＝青少年センター、青少年健全育成に係る団体等の活動をとおして、子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図り、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。

カ　ネットリテラシー教育の推進

インターネットトラブルに巻き込まれない、加担しないために、家庭・地域・学校と連携して、出前講座や講演会などを実施し、ネットリテラシー教育の推進を図ります。

キ　教育現場における人権同和教育の充実

いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処ができるよう、学校における道徳教育（人権教育）やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実や児童会・生徒会における交流活動等の取組を推進していきます。また、こども社会だけの問題と捉えず、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みや啓発を推進していきます。さらに、小中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した悩み相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。

ク　こどもの人権に関する啓発活動の推進

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などこどもの人権に関する意識の向上のための啓発活動を進めます。

ケ　社会環境整備の推進

「東御市青少年健全育成条例」に基づき、こどもたちの健やかな育ちを保障する社会環境整備に努めます。

３　女性の人権

（１）現状と課題

昭和 54(1979)年の第 34 回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、国、県及び市町村において女性の地位向上のための取り組みが進められてきました。本市は平成 16（2004）年４月 1 日の合併により、新市として平成 18（2006）年３月「東御市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 21（2009）年 12 月「東御市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づき前述のプランを改め、平成 24（2012）年３月「東御市男女共同参画推進基本計画」を 10 年間の計画として策定しました。５年後の平成 29（2017）年の後期計画策定を経て、令和４（2022）年３月には「第２次東御市男女行動参画推進基本計画」策定し施策の推進をしています。

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、例えば「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった、男女の役割を固定的にとらえる意識や、戸主に家の統率権限を与えた家制度的な考え、男性中心主義の考えは、今なお社会に根強く残っており、このことが、家庭や職場、地域社会において~~、~~の女性差別の要因となっているともに、女性の活躍を妨げる要因となっています。また、女性自身もその意識や考えにしばられている傾向もうかがえます。

女性差別のない社会の実現のためには、男性の意識改革が重要な課題です。それと同時に、女性自身が自己の意識改革と行動変容を積極的にしなければなりません。

そのためには、区等の役員や各種委員会・審議会等の施策決定の場における女性の参画率を伸ばしていくことも必要です。

近年、家庭内での暴力や極端な無視などのドメスティック・バイオレンス（DV）や若者を中心としたデートDV、職場等におけるハラスメント（嫌がらせ）、性犯罪などの女性に対する暴力が問題となっています。特に女性の場合、経済的理由から我慢して服従しているといったケースが多いという現状もあります。

最近は、生きづらさを抱える男性も増加傾向にあり、男性の人権という新たな課題も見えてきました。

困難な問題を方々のための、人権相談体制の充実や支援体制の整備が必要です。

これらについては、「東御市男女共同参画推進基本計画」に基づき施策を進めていきます。

女性の人権
（女性に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に）
現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。
（回答上位を抜粋）
（回答者数　390 人、回答件数　1,122 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

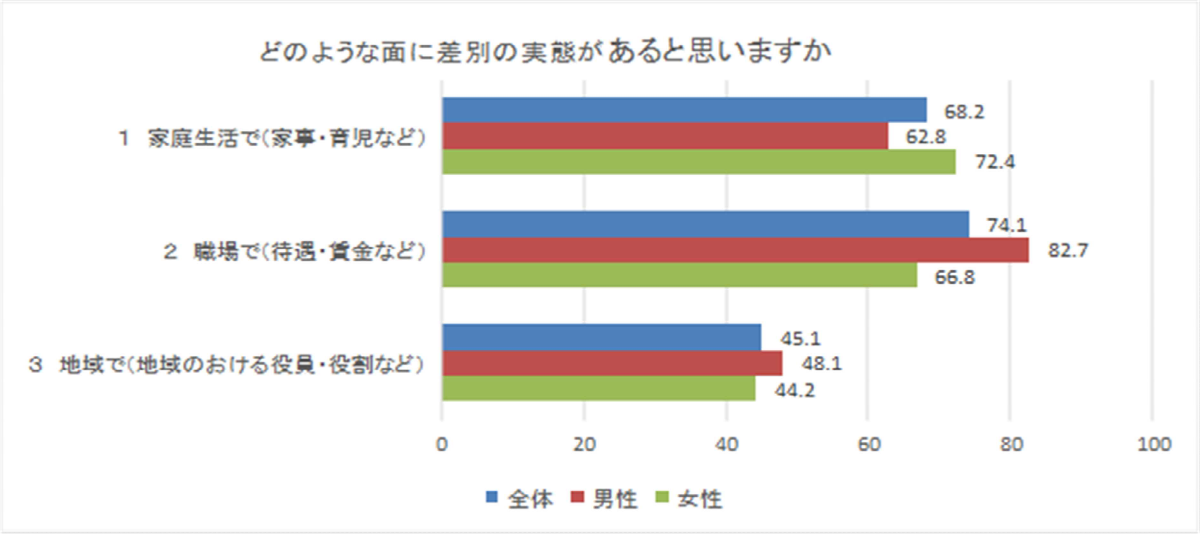

（２）施策の方向

ア　男女共同参画社会の構築に向けての教育と啓発

男女共同参画社会の構築に向けては、慣習や男性の意識を改革していくとともに、女性自身の意識改革と行動変容を積極的に行うことが必要であるため、全てのライフステージに応じての教育と啓発を行います。

イ　就労の場における男女共同参画の推進

女性の社会的自立へ向け、職場における女性の活躍の推進のための啓発を進めます。

ウ~~エ~~　ワークライフバランスの推進

活力ある社会づくりに向け男女双方のワークライフバランスが推進される社会づくりに取り組みます。

エ~~オ~~　DVやハラスメント等の防止、被害者の支援

ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、様々なハラスメント（嫌がらせ）、性暴力は誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて広く周知・啓発を行います。

また、女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識高揚を促す啓発活動や、長野県女性相談支援センターや民間団体等と連携し、必要な時報提供等を行うとともに、被害を受けた場合の保護や自立支援を推進します。

オ　誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりの推進

生きづらさを抱える方々のための相談体制の充実を図るとともに、自らの健康を守るため性と生殖に関する健康の視点に立った教育・啓発を進めます。

カ　地域･社会活動における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成促進のため、女性の各種委員会･審議会、地域活動等の施策決定の場への積極的な登用などに取り組みます。

また、男女共同参画の視点に基づく防災･災害対応に関する施策の推進を図ります。

4　障がい者の人権

（１）現状と課題

障がいのある人が、地域で安心して生きがいをもって生活できるよう、また、障がいがあっても、一般社会のなかで生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ本来あるべき社会であるとするノーマライゼーションに基づくまちづくりの条件整備が必要です。

本市には、障がい（身体・知的・精神）の認定を受けている方が 1,982 人（令和 7 年 3 月末現在）おり、それらの人々を支援する市民活動も広がりを見せています。障がい者の自立と社会参加の実現を図るため、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、障がいの有無にかかわらず人権・生活・就労において相互に人格と個性を尊重しあい、共生できる社会づくりを推進する必要があります。

障がい者にとって住み良いまちは、障がいのない人にとっても住み良いまちです。身の回りのバリアをなくすとともに、心のバリアを取り除き、共に暮らしやすい社会を創っていく必要があります。

これらについては「東御市総合障がい計画」に策定されています。なお、「東御市総合障がい計画は、障がい者の状況等を踏まえた、障がい者のための施策に関する基本的な計画の「東御市障がい者計画」及び障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の「東御市障がい福祉計画」、「東御市障がい児福祉計画」の3つを一体的に策定したものであります。

障がい者の人権
（障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）のある人に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に）
現在、どのような場面に差別の実態や意識があると思いますか。
（回答上位を抜粋）
（回答者数　415 人、回答件数　1,400 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

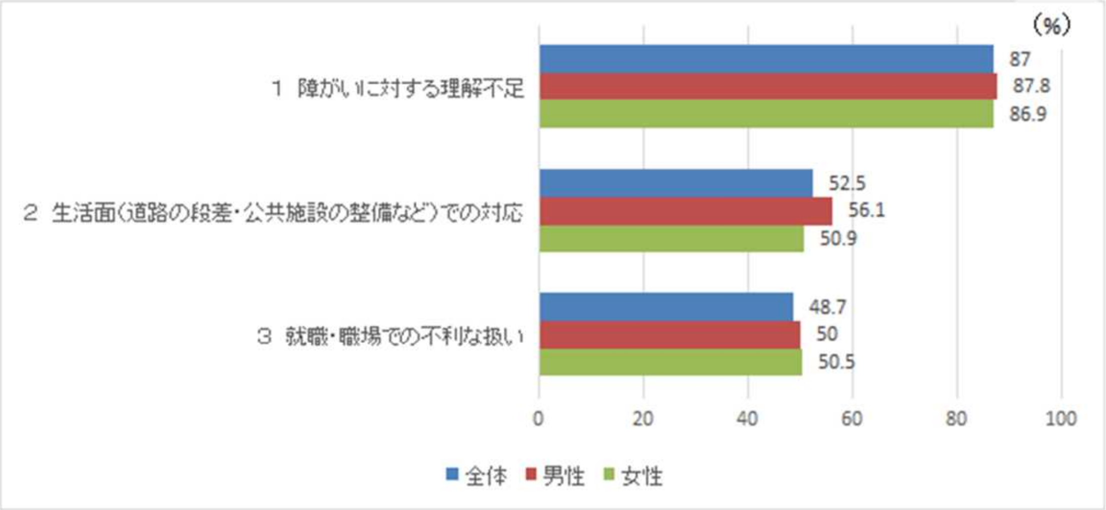

（２） 施策の方向

ア 障がいと障がいのある人への理解の促進

障がいのある人もない人も、共に生きる社会づくりを理念とする「ノーマライゼーション」や「共生社会の実現」の普及促進を進めるとともに、さまざまな機会を通して障がい者が抱える多様な課題について認識を深め、障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や意識啓発を図ります。

イ 障がい者の自立と社会参加への支援

障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいのある人が自立して生活し、自己実現が可能となるように、ユニバーサル社会づくりを推進するため、交流会やイベントなどの、障がい者と健常者が接する機会を数多く設け、理解を深める取り組みを推進するとともに、地域におけるサービス基盤を整備し、就労や社会参加の促進につながる環境の整備に努めます。

ウ 障がい者の意思や希望を尊重した支援と権利擁護の推進

障がい者やその家族の方の相談内容は、医療・保健・福祉・労働・教育など広範囲に及ぶため、各関係者の連携を強化して、より充実した相談ができるよう努め、障がいによって自らの意思が十分に伝えられなかったり、自立への自己決定が制限されたり、軽視されないよう、障がいのある人の自己選択、自己決定を基本とする支援を推進します。

エ 障がい者が安心して暮らせる環境づくりの推進

障がい者が安心して暮らせる社会を社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

また、 公共施設をはじめとした建物のバリアフリー化は、細かい部分まで障がい者の視点でチェックし、整備を図ります。

5　高齢者の人権

（１） 現状と課題

本市の令和7（2025）年4月1日現在における65歳以上の高齢者人口は9,501人で、高齢化率は32.8%です。そのうち、75歳以上(後期高齢者)の人口は5,306人と65歳以上の5割強を占めています。また、令和7年2月時点での一人暮らし高齢者は1,631人、一人暮らしを除く高齢者のみの世帯は、1,581世帯あり、全世帯数の2割強が高齢者のみの世帯となっており、今後も高齢者人口は増加を続けると推測しています。

高齢者をめぐる課題としては、親族及び地域の人間関係が希薄となり高齢者が孤立の傾向にあること、また、高齢者に対する偏見や差別、家庭内での寝たきりや認知症の高齢者への介護負担からの虐待の問題も発生しています。このため、高齢者の多くは、介護、健康、自立した生活に不安をもっている状況です。

また、高齢者が振り込め詐欺や悪質商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶たないことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりが求められています。

ちなみに、介護保険制度の認定者数は、1,757人（令和7年8月現在、65歳以上の要支援・要介護認定者）で、65歳以上の18.4%が要介護等認定者となっています。

高齢者は、社会に参加し、自立した生活を継続したいという自己実現の願いを持っています。この願いを実現するには、高齢者の人権についての教育を推進し、介護、保健、医療、福祉の公的サービスの充実、地域社会や住民ボランティアの支援を含めたあらゆる角度から高齢者の人権を尊重し、人権を守ることのできる施策の展開、社会の形成が必要となっています。

なお、高齢者のための施策に関する基本的な計画として、「東御市高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を策定しています。

高齢者の人権
（高齢者に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に）
現在、どのような場面に差別の実態や意識があると思いますか。
（主だった回答を抜粋）
（回答者数　296 人、回答件数　767 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

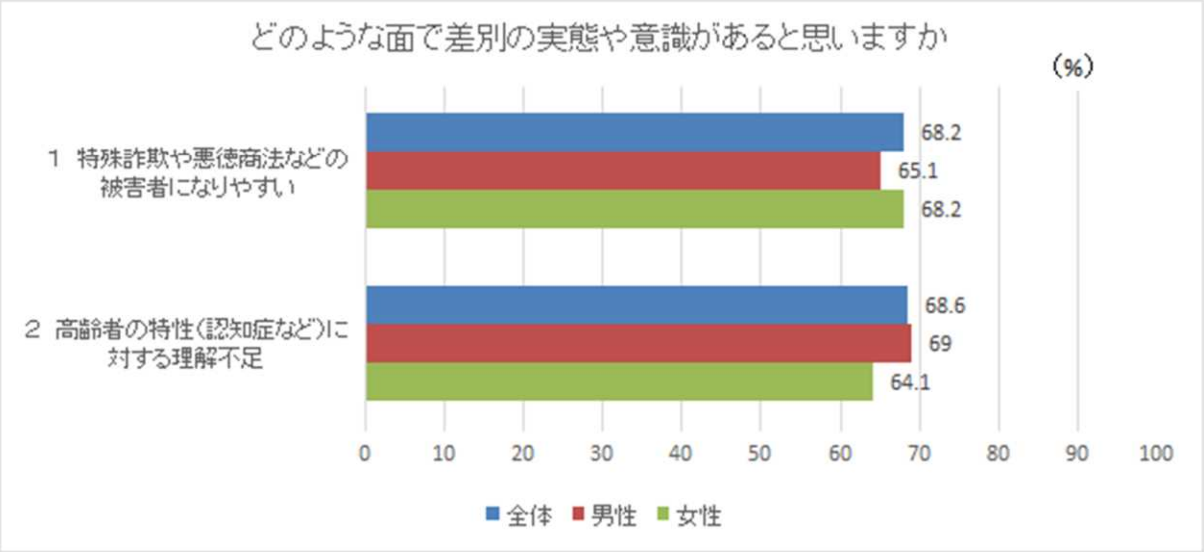

（２）施策の方向

ア　高齢者の社会参加と生きがいづくり活動の推進

高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。また、高齢者が主体性を持って社会参加できるような意識啓発や高齢者大学等生涯学習の充実を図ります。

また、高齢者の就労の場や地域における居場所を確保し、生きがい対策の推進を図ります。

イ　高齢者の意思や希望を尊重した福祉サービスの提供と権利擁護の推進

高齢者が最期まで自分の意思で選択し生活できるよう寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。

また、高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図るとともに、虐待が発生した際の高齢者の安全確保のための方策や成年後見のさらなる普及啓発を図り、権利擁護の促進に努めます。

ウ　高齢者が安心して暮らせる支え合いの地域社会づくりの推進

高齢者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。認知症など高齢者の特性について理解を深める啓発や学習に取り組むとともに、隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の推進を図り、高齢者が安心して生活できる社会環境の整備に努めます。

また、振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

エ　高齢者を犯罪から守るための啓発の推進

振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

６　外国人の人権

（１）現状と課題

近年、国際化の進展、外国籍住民の増加によって外国人の人権問題がさまざまな場面で取り上げられるようになり、国も平成 28（2016）年６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を制定しました。

「ヘイトスピーチ解消法」は、日本に住んでいる外国出身者やその子孫に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、その解消に向けた取り組みを推進しようとするものです。

本市においては、令和７（2025）年４月１日現在 714 人の外国籍住民がいます。また、外国にルーツを持つ人も多く住んでいると推測します。外国人の児童・生徒は、地域の保育園、小・中学校に通っていますが、多くの児童・生徒は言葉や生活環境の違いに戸惑いながら学校生活を送っています。

また、市民は地域社会のなかで外国人と交流する機会が比較的少なく、新聞・テレビ等のメディア情報や周囲のうわさなどによって、外国人に対して思い込みや偏見を抱いて接してしまうことも考えられます。

様々な文化や多様性を認め合いながら、互いに尊敬しあい、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

そこで、就学前保育や幼児教育をはじめ生涯にわたる一貫した国際理解教育が必要となります。外国人の児童・生徒に向けては、日本語教育、母国語教育も必要です。そして、市民レベルでの外国人との交流活動の推進が必要です。

また、外国人が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、情報提供の充実、相談窓口の明確化、就労の機会を確保するための取り組みが必要です。

外国人の人権
（外国の人に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に
　現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。
（回答上位を抜粋）
（回答者数　389 人、回答件数　1,080 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

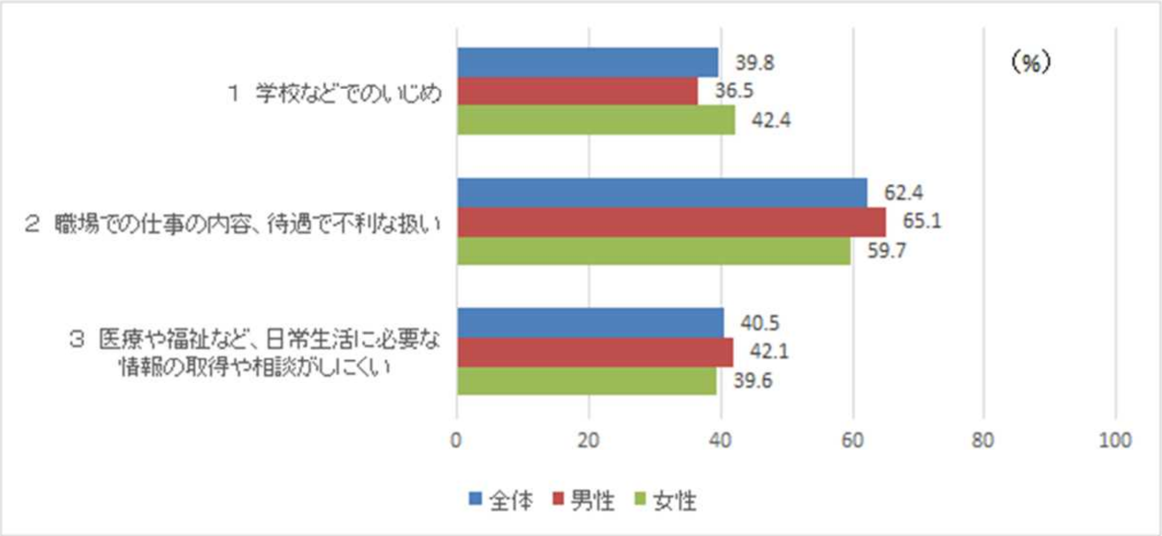

（２） 施策の方向

ア 国際感覚の習得の推進

「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、市民一人ひとりが国際理解を深め、豊かな国際感覚を身に付け、国際化の時代に対応できる視野の広い人づくりを推進します。

イ 国際理解の推進

文化や習慣の違いなどを理解するために、市民団体等をつうじた外国人との交流支援や市の国際姉妹都市である米国オレゴン州マドラス市との交流、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン相手国であるモルドバ共和国との交流を推進します。

ウ 教育・啓発、支援・相談の充実

市民の国際理解を深め、国際交流活動を活性化する中で、お互いの文化や個性を尊重し、偏見や差別をなくすための教育・啓発、支援・相談体制の充実に努めます。

エ 労働環境の整備、多文化共生の啓発

言語の違いによるコミュニケーション不足が、様々な問題を引き起こしている傾向があります。外国語の生活ガイドによる支援や総合的な相談窓口の設置、就職相談や人権相談などその内容に応じた相談窓口の情報提供など相談体制の充実に努めるほか、国等の関係機関と連携を図りながら、外国籍住民を雇用する企業に、働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。

7　インターネットによる人権問題

（１）現状と課題

スマートフォンなどの普及によって、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、インターネットによる人権侵害は深刻な社会問題となっています。

SNSなどに一度掲載された誹謗中傷や人権侵害に関わる情報は短時間で広範囲に広がり、完全に削除することが不可能となります。間違った情報を正しく判断できないことによる差別や偏見の拡散は人生をも狂わす危険性があります。インターネットによる人権侵害は「部落差別解消推進法」の成立の背景となった人権課題でもあります。

インターネットによる人権侵害は、誰もが一瞬のうちに加害者にも被害者にもなり得るという恐ろしさもあり、しかもあらゆる人権問題で起こり得る問題です。

これからは様々な人権問題において、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため、インターネットとの関連にも触れていく学習や啓発を行っていく必要があります。

また、プライバシーの問題については、戸籍や住民票の不正取得による人権侵害も起きています。本市では、平成 16（2004）年施行の「東御市個人情報保護条例」及び平成 25（2013）年施行の「東御市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱」に基づき個人情報等の適正な取扱いに努めています。

インターネットによる人権問題
あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（複数回答可）
（回答者数　565 人、回答件数　2,482 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

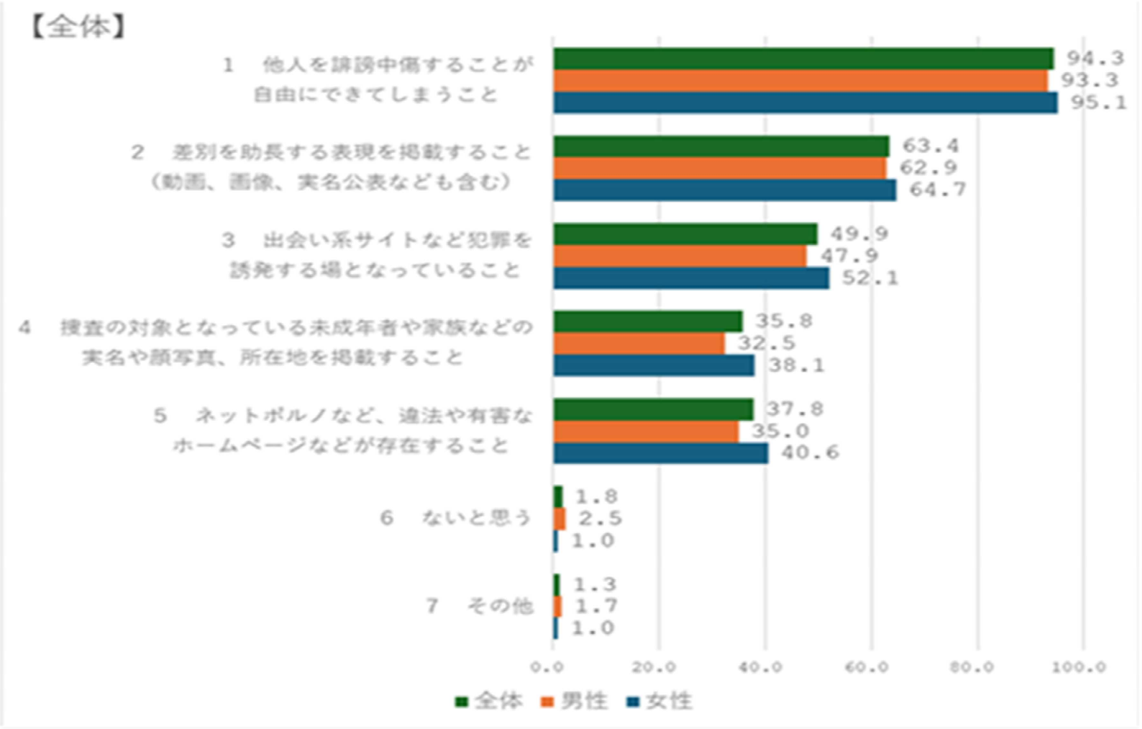

（２）施策の方向

ア　関係期間・団体との連携

プライバシーや名誉を傷つける情報はもとより、差別を助長、誘発し人権を侵害する事象に対しては、法務局をはじめとする関係機関・団体と連携し、問題の解決を図ります。

イ　ネットリテラシーの習得の推進

一人ひとりがネットリテラシーを習得し、正しい理解や認識を深めるための教育、啓発活動を推進します。

ウ　学校教育での人権意識の育成

学校教育において、ネットリテラシー教育の中で人権に関わる意識を育てます。

エ　教職員・市職員の人権意識の育成

個人情報を扱うことの多い教職員や市職員には、セキュリティ研修を位置づけ、情報漏洩を起こすことのないようにしていくとともに、インターネットでの人権問題について敏感に対応できる意識を育てていきます。

オ　本人通知制度の普及促進

住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図るため、事前登録による本人通知制度の普及に努めます。

８　性的マイノリティの人権

（１）現状と課題

「身体の性」と「心の性」との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇心の目にさらされたりして苦しんでいる人がいます。また、男性が男性を、女性が女性を好きになることに対しても偏見や差別があり学校でいじめられたり、職場に居づらくなることさえあります。

このような性的マイノリティを理由とする差別的な扱いについては、日本でも人権としての認識が高まってきています。令和４（2022）年には、性的マイノリティに対する理解を広めるための施策の推進に関するLGBT理解推進法（性的指向及びジェンダー･アイデンティティの多様性に関するするが国民の理解の増進に関する法律）が制定されました。

「人権と暮らしについての意識調査」では、性的指向及び性同一性障害に関しどのような人権問題が起きているか聞いたところ、「あると思う」「どちらかと言えばあると思う」の回答が 72.4％ありました。具体的には「差別的言動」や「家族や知人に理解を得られないこと」など、「性的指向及び性同一性障がい者に対する理解が足りないこと」でのものでした。

また、具体的に記述された意見では「よくわからない」「そういう人に会ったことがない」という回答が多く見られました。このことから、身近な人権問題として意識している方が少ないことが伺えます。

そのため、社会生活の様々な場面で人権侵害が生じています。そのため、差別や偏見を恐れて、カミングアウトすることができない現実があります。カミングアウトした場合でも、それを受け入れる側がきちんと受け止める対応ができなかったり、打ち明けられたことを他言してしまうアウティングをという人権侵害も起こっています。

今後は、さまざまな場を通して、性的マイノリティの正しい知識や理解を持ってもらえる取り組みを行っていく必要があります。

また、思春期に性に対する自認意識が起こりやすいということからも、義務教育の中で性的マイノリティに対する理解を深める教育や対応がより強く求められています。

~~ＬＧＢＴＱなどの~~性的マイノリティの人権
　あなたは、ＬＧＢＴＱ（性的マイノリティ）についてどのようなイメージをお持ちですか。（複数回答可）
　（回答者数　565 人、回答件数　742 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

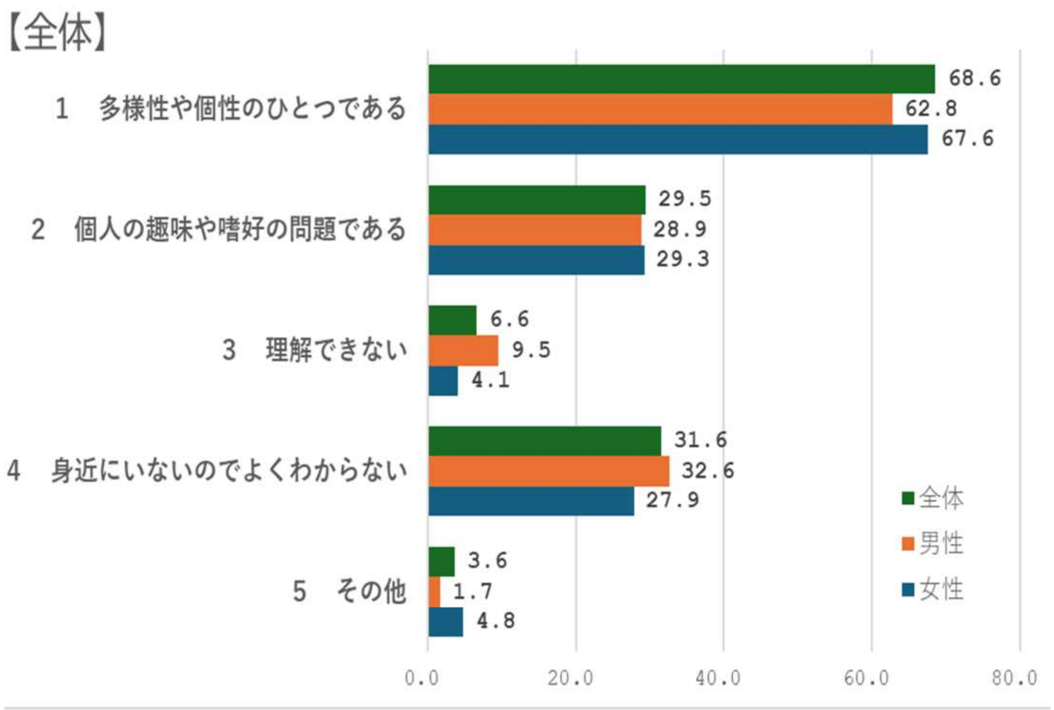

（２）施策の方向

ア　多様な性への認識・理解の推進

性的マイノリティの方々が抱える様々な問題解決に向けて、多様な性についての認識や理解を深め、尊重することができる社会の実現を目指します。

イ　関係機関・団体との連携

　当事者が抱える悩みや問題の解決に向けた施策について、関係機関・団体と連携し、様々な取り組みを推進します。

ウ　専門機関や関係者と連携した相談体制の充実

　当事者やその関係者からの様々な相談に適切に対応するため、専門支援機関や医療関係者等と連携して相談体制の充実に努めます。

エ　教育・啓発の連携

多様な性に対する理解を進める教育、啓発活動を推進します。

オ　パートナーシップ制度の周知

　性的マイノリティの方が大切なパートナーと共に、その人らしい人生を送ることができるよう、生活上の障壁を取り除くことをめざした「長野県パートナーシップ制度」が、令和５年８月に施行されました。市ではこの制度を準用するとともに、制度の周知を図ります。

９　その他の人権問題

（１）現状と課題

アイヌの人々、ハンセン病元患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害に遭われた人、婚外子、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対しての無理解による多くの人権問題が存在しています。

また、エイズ、HIV感染症や新型感染症などにおいては、病気の正しい知識の欠如が患者や家族、医療関係者やその家族への偏見を生み出しています。さらに、医療現場における患者等の人権尊重が課題としてあり、医学や遺伝子工学など科学技術の進歩により、人の尊厳に関わる新たな人権問題が生み出される可能性があります。

また、犯罪被害者やその家族に対する人権侵害や心の傷の問題などについての対策が求められています。

何よりも様々な人権課題について、正しい知識を持ち、偏見を取り除いていく必要があります。

（人権について学習会等を受けたことがある方に対して）どのような人権問題の学習会などに参加しましたか。　　　（複数回答可）
（回答者数　344 人、回答件数　748 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

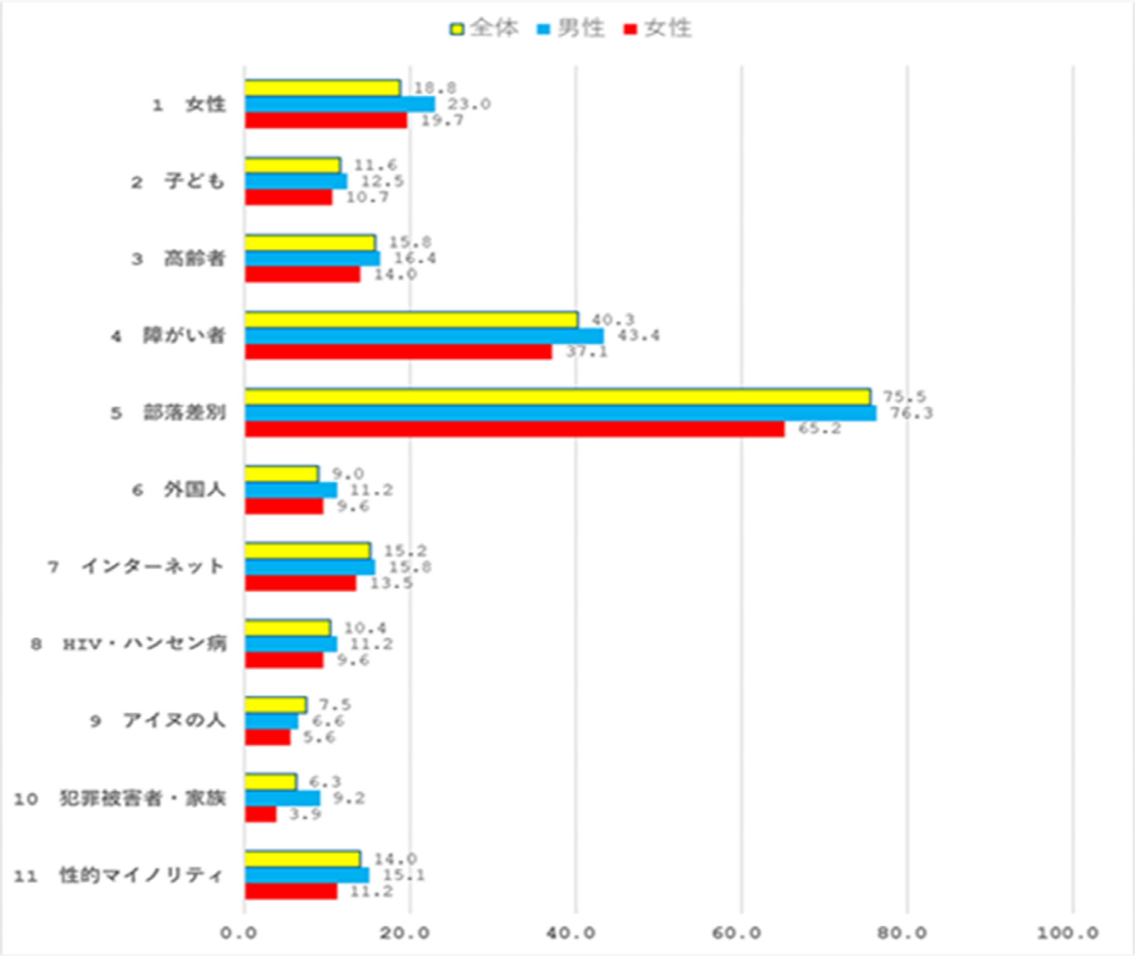

（２） 施策の方向

ア 教育・啓発の積極的推進

それぞれの人権を尊重する姿勢が問われていることから、市民への正しい知識の普及と偏見を解消するための教育・啓発を積極的に行います。

イ 複合的な人権問題の教育・啓発

新たな感染症や災害が発生した際には、さまざまな差別や偏見が起きてきます。こうした差別や偏見は、部落差別やハンセン病などの人権問題と共通する人権意識が浮き彫りとなってきます。こうした点を踏まえ、他の人権問題と関連付けた教育・啓発も行っていきます。

ウ 支援・相談体制の充実

様々な偏見からくる差別や人権問題に対して関連機関等との連携を図り、支援・相談体制の充実に努めます。

資　料

用語解説

【LGBTQ】
次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す言葉の一つとして使われることもある。

・Lesbian（レズビアン）: 女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）
・Gay（ゲイ）: 男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）
・Bisexual（バイセクシャル）: 同性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）
・Transgender（トランスジェンダー）: 「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人
・（クエスチョニング）: 自身の性のあり方が定まっていない、分からない、またはあえて決めない人

【LGBT理解増進法】
LGBT などの性的少数者（性的マイノリティー）に対する理解を広めるための施策の推進に関する基本理念を定め、基本計画の策定などの必要な事項を定めるための法律。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。2023 年 6 月公布。

【SOGI】
英語の「Sexual Orientation」と「Gender Identity」の頭文字を取って作られた略語。日本語で「性的指向」と「性自認」のこと。

【アライ】
英語の「同盟、支援」を意味する「ally」を語源とする言葉。性的マイノリティの人々を理解し、支援する人々のこと。またはその考え方を指す。アライ自身は性的マイノリティではない。

【えせ同和行為】
部落差別（同和問題）を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為のこと。部落差別（同和問題）の解決を阻む要因の一つ。

【子どもこどもの権利条約】
正式名称は「児童の権利に関する条約」。児童（18 歳未満の者）の権利について定める国際条約。1989 年 11 月 20 日に国連総会で採択され、1990 年 9 月 2 日に発効し、日本国内では 1994 年 5 月 22 日から効力が発生した。

【婚外子】
法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子どもこどものこと。法律上は「非嫡出子」と表現される。生計を共にしている事実婚であったとしても、両親が法律上の夫婦でない場合、生まれた子どもこどもは婚外子である。

【障害者差別解消法】
障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として2013年6月に制定された法律。行政機関や事業者に対して、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障害者の求めに応じ合理的配慮をすることを定めたもの。

【人権保育】
乳幼児期に行う人権教育の一種。様々な活動を通じて、子どもこどもが自分自身もかけがえのない存在であることを認め、お互いの個性・存在を尊重し合える関係を築いていくもの。

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】
人権尊重の緊急性に関する認識の高まりと不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、国と地方公共団体、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定と政府による国会への年次報告、国による地方公共団体への人権擁護に関する事業の委託などの方法による財政措置などを定めたもの。2000年11月19日に成立。

【スクールソーシャルワーカー（SSW）】
児童生徒が抱える生活上の問題（いじめ、不登校、虐待、貧困など）の解決に向けて、児童生徒本人や家庭、学校、そして地域や関係機関と連携し、専門的な知識と技術で支援を行う専門職。社会福祉学をベースに、児童生徒を取り巻く「環境」に働きかけることで、子どもこどもたちの生活の質（QOL）の向上を目指す。

【スクールカウンセラー】
学校現場において児童生徒、保護者、教職員の心のケアを専門知識を活かして行う専門家。いじめや不登校、人間関係の悩みなど幅広い問題に対して、カウンセリングや助言、心のケアを行い、安心した学校生活が送れるようサポートをする。また、教職員への研修や講話、事件・事故発生時の心のケア、関連機関との連携なども担当する。

【性自認】
自分がどの性別であると感じているか、「こころの性」を示す概念。

【性的指向】
恋愛感情や性的感情の対象となる性別についての指向であり、誰を好きになるか、または誰には性的に惹かれないかを示す概念。

【世界人権宣言】
正式名称は「人権に関する世界宣言」。1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言。

【多文化共生】
国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員としてともに生きていくこと。

【地域包括ケアシステム】
高齢者などの生活上の安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サー ビスを含めた様々な生活支援サービスが、サービス利用者の選択に基づき、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できる体制をもつシステム。

【同和対策事業特別措置法】
歴史的・社会的理由により生活環境や地位の向上が阻害されている同和地区の住民に対し、差別や偏見をなくし、生活の安定や社会的・経済的地位の向上を図ることを目的として、1969年に制定された法律。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】
配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力を指し、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力、そして子どもこどもへの暴力など、多様な形態がある。

【ネットリテラシー】
「インターネット・リテラシー」を短縮した言葉で、インターネット上の情報を正しく理解し、適切に判断、運用できる能力を指す。

【ノーマライゼーション】
1950 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者も健常者と同様の生活ができるように支援するべきという考え方。

【パートナーシップ制度】
同性婚が法的に認められていない日本において、自治体が性的マイノリティのカップルなどの関係性を公に証明する制度。

【バリアフリー】
高齢者や障害者だけでなく、誰もが社会生活を送る上で障壁（バリア）となる物理的・制度的・心理的・情報的な問題をなくし、利用しやすくする取り組みのこと。

【ヘイトスピーチ】
特定の民族や国籍の人々に対し、その出身であることのみを理由に、日本社会から排除しようとしたり、危害を加えようとしたりする差別的な言動のこと。

【ヘイトスピーチ解消法】
2016 年 6 月 3 日に施行され、特定の本邦外出身者に対する差別的言動を解消することを目的とした法律。正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。

【マイノリティ】
ある集団において数の上では少数である人々、あるいは「社会的少数者」を指す言葉。

【マジョリティ】

社会的に強い発言力や権力を持つ立場にあり、差別や偏見に遭わずに済んでいる人々を指す言葉。

【ユニバーサル社会】

年齢、性別、障害、文化などの違いに関わらず、誰もが安心して暮らせ、地域社会のあらゆる活動に参加し、能力を最大限に発揮できる、共生と共助の社会のこと。

【ワークライフバランス】

仕事と家庭生活、地域活動、趣味、自己啓発などの「仕事以外の生活」の調和が取れている状態を指す。

東御市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 28 日
条例第 185 号
改正　令和３年３月 30 日条例第８号

（目的）

第１条　この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題を解決するため、部落差別、子どもこども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進する施策の基本となる事項を定め、もって差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

２　市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第３条　市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

（基本方針）

第４条　市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 教育啓発その他の人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 相談に的確に応ずるための体制に関すること。

(4) 部落差別、子どもこども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

３　市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第１項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

（人権尊重のまちづくり審議会）

第５条　基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3　審議会は、委員 15 人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2　東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成 16 年東御市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和３年３月 30 日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月28日
規則第107号
改正　平成21年3月31日規則第7号

（趣旨）
第1条　この規則は、東御市人権尊重のまちづくり条例（平成16年東御市条例第185号）第5条第6項の規定により、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会長）
第2条　審議会に会長を置き、委員が互選する。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
（会議）
第3条　審議会の会議は、会長が招集する。
2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
4　審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
（幹事）
第4条　審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。
2　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
3　幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。
（守秘義務）
第5条　審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（庶務）
第6条　審議会の庶務は、市民生活部人権同和政策課において処理する。
（補則）
第7条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年3月31日規則第7号）抄

（施行期日）
1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

日本国憲法〔抜粋〕

昭和21年11月3日公布

第11条【基本的人権の享有】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共　の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下の平等・貴族の禁止・栄典】

1　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条【思想及び良心の自由】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

1　婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【生存権・国の社会的使命】

1　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利・教育の義務】

1　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利及び義務・勤労条件の基準・児童酷使の禁止】

1　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3　児童は、これを酷使してはならない。

第 97 条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日　法律第 147 号

（目的）

第一条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動いい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第 120 号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

世界人権宣言（抜粋）

第一条
すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条
１．すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
２．さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条
すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第六条
すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条
すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条
すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第十一条
１．犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
第十二条
何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十六条
１．成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
２．婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
３．家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十八条
すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条
すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十二条
すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条
１．すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
２．すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
３．勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
４．すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十五条
１．すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
２．母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条
１．すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
２．教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
３．親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十八条
すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第三十条
この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

水平社宣言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々とによってなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかった事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒涜されてゐた罰であったのだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かえって多くの兄弟を堕落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渇仰者であり、實行者であった。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であったのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臟を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあった。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を冒涜してはならなぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦る事が何んであるかをよく知ってゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光りあれ。

大正十一年三月三日
全國水平社創立大會

東御市人権施策の基本方針・基本計画策定の経緯

東御市人権尊重の末づくり審議会委員名簿

任期　令和７年４月１日～令和９年３月 31 日

職　名	氏　　　名	現　　職　　名
会　長	冨岡　茂樹	人権同和教育指導委員会長
職務代理	荻原　輝久	人権擁護委員
委　員	小林　和彦	校長会　北御牧中学校長
委　員	西藤　千代子	部落解放同盟東御市協議会長
委　員	鳴澤　恵美子	部落解放同盟東御市協議会書記長
委　員	傳田　彰	企業人権同和教育連絡協議会長
委　員	大谷　美知子	民生・児童委員協議会 和地区民生児童委員協議会長 （令和7年 11 月 31 日まで）
委　員		民生・児童委員協議会 （令和7年 12 月1日から）
委　員	高見沢　心	身体障害者福祉協会会計 兼 総務部長
委　員	小林　峯雄	シニアクラブ連合会長
委　員	野中　祐司	市 PTA 連合会会長　北御牧中学校PTA会長
委　員	三縄　雅枝	識見を有する者（女性人財バンク）
委　員	原澤　利明	公民館長
委　員	山口　千春	教育長

「人権と暮らしのについての意識調査」報告（抜粋）

「人権に関する企業・事業所アンケート調査」（抜粋）

東御市人権施策の基本方針・基本計画

平成 16 年 12 月	東御市人権尊重のまちづくり条例制定
平成 17 年 3 月	第１次総合計画策定
平成 18 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の策定
平成 23 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の第１回改定
平成 26 年 3 月	第２次総合計画策定
平成 28 年 3 月	人権施策の基本方針・基本計画の第２回改定
令和 3 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の第３回改定
令和 7 年 3 月	第３次総合計画策定
令和 8 年 3 月	人権施策の基本方針・基本計画の第４回改定

東御市市民生活部人権同和政策課
〒389-0592
長野県東御市県 288-3
電話　0268-64-5902　FAX　0268-64-5011
Ｅメール　jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp